令和８年第４回川場村議会定例会会議録第１号

令和８年９月４日（金曜日）

議事日程　第１号

令和８年９月４日（金曜日）午前９時００分開議

日程第　１　会議録署名議員の指名（７番・８番）
日程第　２　会期の決定
日程第　３　諸般の報告
日程第　４　一般質問
日程第　５　議案第３６号　川場村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
日程第　６　議案第３７号　川場村水道事業給水条例の一部を改正する条例について
日程第　７　議案第３８号　川場村下水道条例の一部を改正する条例について
日程第　８　議案第３９号　川場村社会教育委員条例の一部を改正する条例について
日程第　９　議案第４０号　令和８年度川場村一般会計補正予算（第２号）について
日程第１０　議案第４１号　令和８年度川場村国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について
日程第１１　議案第４２号　令和８年度川場村介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について
日程第１２　議案第４３号　令和８年度川場村後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について
日程第１３　議案第４４号　令和８年度川場村簡易水道事業会計補正予算（第１号）について
日程第１４　議案第４５号　令和８年度川場村下水道事業会計補正予算（第１号）について
日程第１５　認定第　１号　令和７年度川場村一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第１６　認定第　２号　令和７年度川場村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第１７　認定第　３号　令和７年度川場村介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第１８　認定第　４号　令和７年度川場村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第１９　認定第　５号　令和７年度川場村簡易水道事業会計決算の認定について
日程第２０　認定第　６号　令和７年度川場村下水道事業会計決算の認定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（９人）

１番	菜原達也君	２番	千木良澄夫君
３番		４番	角田文雄君
５番	津久井俊雄君	６番	宮内好美君
７番	丸山敏雄君	８番	細谷市衛君
９番	黒田まり子君	１０番	小菅秋雄君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村長	外山京太郎君	副村長	角田圭一君
教育長	宮内伸明君	総務課長	小林巧君
住民課長	戸部俊明君	健康福祉課長	布施伸一郎君
むらづくり振興課長	小菅喜仁君	田園整備課長	石田信幸君
教育委員会事務局長	安藤秀昭君	会計管理者	齊藤直子君

事務局職員出席者

事務局長	今井忠	書記	田中玲子

◎議長挨拶

○事務局長（今井　忠君）　ただいまから、令和８年第４回川場村議会定例会が開かれます。

開会に当たりまして、議長から挨拶があります。

○議長（小菅秋雄君）　定例会開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和８年第４回川場村議会定例会が招集されましたところ、議員各位にはご参集賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、今期定例会におきましては、条例の一部改正、一般会計及び特別会計並びに公営企業会計の補正予算、令和７年度各会計決算認定案件等、数多くの重要案件が提出されております。議員各位におかれましては、慎重な審議の上、適切な議会運営に努められますとともに、執行部の皆様の格別なるご協力をお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

◎村長挨拶

○事務局長（今井　忠君）　続きまして、村長から議会招集の挨拶があります。

〔村長　外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君）　開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和８年第４回川場村議会定例会を招集いたしましたところ、小菅議長をはじめ議員各位のご出席をいただきまして、ここに開催できますことを心から御礼を申し上げます。

このたびの令和８年熊本地震により被害に遭われた皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。また、全国各地でのこのたびの豪雨災害により被害を受けられました皆様に、重ねて心よりお見舞いを申し上げます。

７月２８日に発生した熊本地震で被災された熊本県芦北町の竹﨑町長と、有害鳥獣対策で親交があることから、断水が発生している芦北町へ、２リットル入り飲料水６，０００本を救援物資として送らせていただきました。

さて、今年の夏は例年同様暑い日が続き、熱中症アラートが熱中症予防のために気象庁と環境省から発表され、また、各地で最高気温が３５度を超える猛暑日を記録するなど、日常生活やスポーツの場面などでも危険な暑さに対応するための対策が講じられ、暑い夏となりました。この高温による水稲や果樹等の農作物の生育への影響が最小限であることを願うばかりでございます。

暑さ対策のため、開催時間を変更しての開催となりました川場まつりでございますが、今年は世田谷区との縁組協定締結４５周年の記念事業を兼ねて実施いたしました。これまでの交流の歩みを振り返るとともに、今後さらなる交流の発展につなげる機会となりました。また、記念事業としてのセレモニーや世田谷区から参加していただいたサンバなど、まつりに花を添えていただきました。

毎年、担ぎ手不足という課題を抱えながらも、各地区区長をはじめ関係役員皆様のご尽力によりまして、中央公園をにぎやかに力強く練り歩く神輿渡御が実現し、ご来場いただいたご来賓の皆様から

も感動と賛辞の言葉をいただきました。また、子ども神輿を担ぐ子供たちが元気に大きなかけ声を出しながら、とても楽しくうれしそうに練り歩く姿もまた印象的でありました。

道の駅川場田園プラザでは、夏休み期間を通じて例年を上回る来場者が訪れ、猛暑の中、連日、大変なにぎわいでありました。

旅行専門雑誌じゃらんによる全国道の駅グランプリ２０２６におきまして２年連続第１位となり、４回目の全国道の駅グランプリとなりました。「もう一度利用したい道の駅ランキング」でも２年連続第１位となりました。二度、三度と訪れたくなる満足度の高さが証明されております。

また、その一因といたしましては、多くの皆様に提供するブルーベリーやトウモロコシなどの農産物の豊富さや、飲むヨーグルトをはじめ、アイスクリームやチーズの原料となる生乳の供給など、地元川場村の農業の豊かさも大きな支えとなっていると考えております。

令和６年度までアメリカのスター・バリー地方へ派遣をしておりました国際事業でありますが、昨年度から開催地をオーストラリアのシドニーに変えて本年度も開催され、川場学園９年生２２名が参加いたしました。８月１３日から１９日までの７日間の全行程を無事に終え、参加した生徒には大きな経験とたくさんの思い出が残ったことと思います。この経験をこれからの学園生活に生かしてほしいと願うところでございます。

そのほかにも、川場学園５・６年生の２８名が参加した海辺体験教室や川場学園８年生２２名が参加したイングリッシュキャンプも滞りなく実施され、子供たちにとって有意義な夏となりました。

本定例会に提案する案件は、条例の一部改正４件、一般会計、公営企業会計及び各特別会計の補正予算案６件、決算認定６件、報告４件、人事案件１件の合わせて２１件であります。

いずれの案件も慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げまして、議会招集の挨拶といたします。

◎開会・開議

午前９時０８分開会・開議

○議長（小菅秋雄君）　ただいまの出席議員数は９名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和８年第４回川場村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（小菅秋雄君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定により、議長において７番丸山議員、８番細谷議員を指名いたします。

◎日程第２　会期の決定

○議長（小菅秋雄君）　日程第２、会期の決定の件を議題といたします。

本定例会の会期は、本日から９月１６日までの１３日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君）　異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から９月１６日までの１３日間に決定いたしました。

◎日程第３　諸般の報告

○議長（小菅秋雄君）　日程第３、諸般の報告を行います。

６月２５日付で、川場村監査委員から議長宛てに、財政援助団体等監査の結果報告書の提出がありました。報告書の写しは、お手元に配付したとおりですので、ご承知願いたいと思います。

８月２７日付で、教育委員会教育長から議長宛てに、令和７年度川場村教育委員会事務事業点検評価報告書の提出がありました。報告書の写しは、お手元に配付したとおりですので、ご承知願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第４　一般質問

○議長（小菅秋雄君）　日程第４、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。

１番栗原議員。

〔１番　栗原達也君発言〕

○１番（栗原達也君）　１番栗原達也です。

通告に従いまして、川場村条例改正の取組について質問させていただきます。

令和６年第４回定例会の一般質問で条例改正の遅れについてお聞きいたしましたが、そのときの答弁では、早急に、前向きに検討させていただくという回答をいただきました。その後、幾つかの条例改正はありましたが、まだまだ十分とは思えません。

現在の取組状況、例えば条例改正検討委員会を立ち上げたですとか、本腰を入れて検討しているですとか、各課長に任せているとか、まだ手をつけていないとか、いろいろな話があると思いますけれども、現在の取組状況をお聞きいたします。

続けて、条例関係ですので質問をいたします。

例規中に、川場村区集会施設等の設置及び管理に関する条例がありますが、各地区集会場は村が設置する公の施設として条例に基づき設置、管理されています。

条例には指定管理者制度を適用し、地区への管理を委ねる規定が見当たらないにもかかわらず、実際には各地区の区長や区が管理を行い、火災保険料、電気・ガス・水道などの光熱水費、施設の備品まで地区が負担している実態があります。地区によっては集会場使用協定等があるようですが、なぜ条文で定めていないのでしょうか。村の施設でありながら、維持管理を地区任せとしている現状を適正な管理運営と考えているのでしょうか。条例と実態に乖離があるのであれば、指定管理者制度の適用や、地元への管理委託や使用許可を可能にする条文へ改正するというような管理体制へ見直す考えはあるのかないのか、質問いたします。

○議長（小菅秋雄君）　村長。

〔村長　外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君）　栗原達也議員の一般質問にお答え申し上げます。

まず１つ目のご質問の、今後どのような形で改定に向けて検討していくのかについてでありますが、以前の定例会の一般質問で条例の改正遅れについて質問され、そのときの答弁では、早急に、前向きに検討させていただくという回答をさせていただきましたが、昨年１２月の全員協議会で、農事組合、衛生員につきまして検討した結果、現状維持で、母子保健推進員につきましては、推進員の皆様から意見をいただく会議を実施し、現状のままの定数でよいという意見をいただきました。また、消防団員の定数につきましては、今年の３月定例会で消防団条例の一部改正を行い、８人の定数削減を行いました。

本村では、昭和５４年４月１日に川場村例規審査委員会規程を制定し、条例、規則等の制定・改廃や例規の解釈等について適正な処理を行うため、各課の職員を委員として例規審査委員会を設置しております。

現在、条例、規則等を合わせて６２９件の例規があり、法令改正や制度改正等を伴うものについては、その都度、例規審査委員会において審査し、改正を行っております。また、内容が専門的なものについては、必要に応じて専門業者への委託も行っております。

既存の条例・規則等で、制定から長期間が経過し、現在の行政運営や社会情勢と整合していないものについては、改めて確認する必要があると認識しております。

６２９件の例規を一度に見直すことは、現在の職員体制や通常業務との関係からも難しい状況でありますので、各課において適宜所管する条例・規則等の内容を確認し、法令との整合性や現在の行政、実態との適合性などを踏まえ、必要なものから順次見直しを検討してまいります。

また、職員だけでは対応が難しい専門的な案件については、これまでと同様に、外部専門業者の活用も図りながら、適正な例規整備に努めてまいりますとともに、全ての例規については一律に期限を定めて改正するということではなく、必要性や緊急性を考慮しながら、適切に見直しを進めてまいりたいと考えております。

次に、条例と実態との乖離と見直しについてですが、議員ご指摘の川場村区集会施設等の設置及び

管理に関する条例につきましては、条例の規定と、現在の各地区における施設の管理・運営の実態に残念ながら乖離があるものと認識しております。

地区集会施設につきましては、地区住民の集会や地域活動の拠点として、各地区において日常的な管理を担っていただくとともに活用していただきながら、これまで地域の実情に応じて運営されてきたところであります。

しかし、条例において、これらの施設は村が設置する公の施設であることから、村としても管理における責任や役割、各地区との関係について、今後は協定等により、より明確にしていく必要があると考えております。

指定管理者制度につきましては、制度の導入が必ずしも地区集会施設の管理実態や施設の性格に適したものと認め難く、現時点では指定管理者制度を導入する考えはございません。

地区集会施設は、それぞれの地域において地域住民が主体的に利用し、管理していくことが望ましい施設であると考えておりますので、今後は、現在の各地区における管理や費用負担の実態を確認した上で、地域との協定等により、管理の範囲や役割、費用負担等を明確にする方向で検討してまいります。

川場村区集会施設等の設置及び管理に関する条例につきましては、こうした実態を踏まえ、現行の規定との整合を図る必要があることから、近隣市町村の事例等も参考にしながら、条例廃止を含めた必要な改正について検討してまいりたいと考えております。

議員各位におかれましては、特段のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、栗原達也議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（小菅秋雄君）　栗原議員。

〔１番　栗原達也君発言〕

○１番（栗原達也君）　答弁ありがとうございます。

例規審査委員会ですとか、いろいろ会を設けているようですけれども、例規審査委員会というのは前からあったと思うんですけれども、六百二十何件か条例があるという話ですが、いろいろ検討している割には、今回私がこれを一般質問しなければ、集会施設のこの条例については手つかずだったと思うんですよ。私が質問して２年たちますけれども、その２年間、まだまだほかにも条例改正が必要だなというのは見受けられます。幾つかの先ほど言われた消防団ですとか、それも分かっています。ただ、２年もたっていて、肝腎要の集会施設の条例が変わっていないとか、何をやっているのかなと、そういうふうに思われても仕方ないと思います。

ですから、今後、自治体、自治体というのは例規に基づいて執行していくものですから、時代にそぐわないものであれば早急に検討し、改正していく。執行部側が条例違反ということでは自治体は成り立ちません。この質問をないがしろにせず、本腰を入れて改正していただきたいと思います。

質問は以上です。

○議長（小菅秋雄君）　以上で、１番栗原議員の質問は終わりました。

次に、４番角田議員。

〔４番　角田文雄君発言〕

○４番（角田文雄君）　おはようございます。

議長より発言の許しを得ましたので、通告書のとおり質問していきたいと思います。

質問内容については、３点ほどございます。

まず１点目ですが、村内に住所を持っている１８歳未満の子供で、耳の聞こえが悪い、いわゆる難聴児に対し、川場村では健全な生活を支援するために補聴器を購入した時点で補助金を交付しています。

平成２５年１２月にこの補助金交付要綱が告示され、既に１０年以上経過していますが、この事業で今までどのくらいの申請件数と補助金の交付額があったか質問いたします。

次に、２点目です。

川場村も少子高齢化の波には勝てず、人口減少が続き、今では３，０００人を割りました。そして、高齢化率も４５％以上になり、近い時期、村民２人のうち１人が高齢者という超高齢社会になろうとしています。年を取るとともに耳の聞こえが衰える加齢性難聴の村民が増えることは確かです。

難聴がある人は、群馬県内では６０代で３０％、７０代で６０％、８０代で８０％に上ると言われています。加齢に伴う聴力の低下は認知症のリスクを高めるとも言われています。難聴に伴い、地域の交流の場でも、また家族との会話でも不都合が生じると思います。行政として、村として、この難聴者対策をどう進めていくかお伺いいたします。

また、これに関連して、村内での身体障害者手帳の交付状況と、その内訳として、耳の聞こえが悪い聴覚障害の人はどのくらい交付されているか、これも伺います。

３点目、最後になりますが、この３点目の質問が私にとっては一番大事な質問です。

群馬県内３５の市町村のうち、既に半数以上を超える１９の市町村で、耳の聞こえが悪い難聴者に対して、それぞれ独自に補聴器の購入者に助成金を出していますが、川場村においては、耳の聞こえが悪い方々への支援として同様の制度を創設する考えはあるのかないのか、前向きな答弁を求めます。

以上です。

○議長（小菅秋雄君）　村長。

〔村長　外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君）　角田文雄議員の一般質問にお答えいたします。

高齢者の補聴器（難聴）購入費補助についてのご質問でありますが、初めに、難聴児補聴器購入支援事業の実態と、本制度施行後の申請件数と活用状況についてですが、本制度は平成２５年度から実施しておりますが、川場村においては申請件数がゼロ件となっており、ここ数年は問合せや相談はない状況であります。

次に、村内における加齢性難聴の現状と相談状況について、また、高齢化社会が進む中、加齢に伴う難聴が日常生活に大きな影響を及ぼすことについて、村としてどのような指導方針を考えているのかについてでありますが、高齢者やそのご家族からの難聴に関する相談については、地域包括センターにおいて、年間２件ほど受けております。

また、昨年度は、介護保険事業における「難聴高齢者の早期発見・早期対応等の手引きを活用した市町村での円滑な事業実施に向けての調査研究」のモデル事業に参加し、地区サロンやかわたんカフェにおいて、「聞こえの講話」を実施いたしました。

講話では、聞こえづらくなることによって生じる日常生活上の様々な支障や、難聴の種類、補聴器の使用方法などについて説明するとともに、難聴の早期発見・早期対応につなげるため、耳鼻咽喉科を受診することの重要性についてもお伝えいたしました。

今後も、地域の皆様からの要望等があれば、地区サロンなどの機会を活用し、聞こえに関する講話を実施するなど、加齢性の難聴についての正しい知識の普及と早期対応の啓発に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、県内自治体の導入動向を踏まえ、村として独自の補聴器購入費助成制度を創設する考えはないかについてでありますが、加齢に伴う難聴は、聞こえづらさによるコミュニケーションの困難だけではなく、危険を察知する能力やの低下や、社会参加の機会が減少することによる孤立、さらには認知症のリスクを高める可能性があるとも言われております。

こうしたことから、村といたしましても、介護予防や閉じこもりの防止、社会参加の促進といった観点から、補聴器の活用は重要であると認識しております。

現在、県内の先進市町村等における制度の導入状況や運用方法などを参考にしながら、令和９年度からの補聴器購入費補助制度の導入に向け、検討を進めているところであります。

今後も、高齢者の皆様が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、加齢性難聴への早期対応や社会参加の促進に取り組んでまいりたいと思います。

なお、ご指摘の件数等につきましては、この後、担当課長から説明させます。

議員各位におかれましては、特段のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、角田文雄議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（小菅秋雄君）　健康福祉課長。

〔健康福祉課長　布施伸一郎君発言〕

○健康福祉課長（布施伸一郎君）　それでは補聴器の身体障害者手帳をお持ちの方の件数ということでお答えをさせていただきます。

平成２７年から令和７年度まで遡って申請のほうを調べております。補聴器の申請については、身体障害者手帳を持っている人、この１０年間で１５件、うち１８歳未満は１名となっております。

すみません、今現在の身体障害者手帳をお持ちの方の人数については、ちょっと資料を持ち合わせ

ておりません。

以上です。

○議長（小菅秋雄君）　角田議員。

〔４番　角田文雄君発言〕

○４番（角田文雄君）　身体障害者手帳の交付状況、これは管轄はどこですか。県ですか。

○議長（小菅秋雄君）　健康福祉課長。

〔健康福祉課長　布施伸一郎君発言〕

○健康福祉課長（布施伸一郎君）　こちらについては、申請、それから申達は村のほうで行っておるところでございます。

○議長（小菅秋雄君）　角田議員。

〔４番　角田文雄君発言〕

○４番（角田文雄君）　手帳の交付数、これは分からないですか。

○議長（小菅秋雄君）　ここで暫時休憩いたします。

午前９時３２分休憩

午前９時３７分再開

○議長（小菅秋雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長　布施伸一郎君発言〕

○健康福祉課長（布施伸一郎君）　聴覚に対する身体障害者手帳をお持ちの方は現在１４名でございます。

○議長（小菅秋雄君）　角田議員。

〔４番　角田文雄君発言〕

○４番（角田文雄君）　補聴器の関係ですが、片方の耳だけでも数万円から数十万円すると言われています。難聴者に対しては大きな負担となりますが、村として、まずこの補聴器の購入に関して、利根郡の先陣を切って、独自の福祉医療施策を実施したらと思いますが、村民全てが幸せになるように、村長の英断をお願いして私の質問を終わります。

以上です。

○議長（小菅秋雄君）　以上で、４番角田議員の質問は終わりました。

次に、２番千木良議員。

〔２番　千木良澄夫君発言〕

○２番（千木良澄夫君）　２番千木良澄夫です。

通告により質問をさせていただきます。

村の景勝地や歴史的文化資産・史跡の維持管理についてお伺いいたします。

第５次総合計画では、全村民幸福の村の実現と、田園理想郷のむらづくりを推進するため、「豊かな自然と共生するむら」を一つの基本目標に定めています。

村内には武尊山をはじめ、多くの河川、美しい渓谷や滝、のどかな田園風景など、豊かな魅力ある景勝地がたくさん点在しており、これらは村民にとっての財産であり、また、村を訪れる観光客にとっても川場村の魅力を感じていただける観光資源であります。

また、歴史民俗資料館、天神城址、岩観音、村内の古墳群など、先人から受け継がれてきた貴重な歴史的史跡も数多く存在しています。

こうした景勝地や史跡は、単に保存するだけでなく、周囲の草木の除草や伐採、遊歩道や案内板の整備など適切な管理を行っていくことが大切です。

そこで、①番、村内の景勝地や史跡について、現在どのような基準で維持管理を行っているのか。②番として、訪れる方の安全確保や景観保全のため、定期的な点検や整備をどのくらいの予算で行っているのか。③番として、景勝地や史跡など村の景観と併せて、将来に残していくための基本的な考えをお聞かせ願いたいと思います。

以上３点についてお伺いいたします。

○議長（小菅秋雄君）　教育長。

〔教育長　宮内伸明君発言〕

○教育長（宮内伸明君）　千木良澄夫議員の一般質問にお答え申し上げます。

村の景勝地や史跡について、現在どのような基準で維持管理を行っているのかについてですが、それぞれの性格や法令上の位置づけに応じて維持管理を行っております。

まず、いわゆる景勝地や田園、河川、眺望などにつきましては、川場村みんなでつくる美しいむら条例及び景観計画の考え方に基づき、良好な景観の保全を図っているところでございます。

次に、教育委員会が所管しております文化財や歴史的価値のある史跡等の維持管理につきましては、文化財の指定状況や所有・管理の形態、文化財としての価値等を踏まえ、それぞれの状況や役割に応じて維持管理を行っております。

具体的には、「文化財保護法に基づき埋蔵文化財として保護するもの」「国・県・村の指定文化財として保護するもの」「所有者である村が保護するもの」「村以外の所有者や管理者が日常的な管理を行うもの」など、それぞれの制度や役割に基づき、維持管理を行っております。

次に、訪れる方の安全確保や景観保全のため、定期的な点検や整備をどのくらいの予算でどのように行っているのかについてですが、文化財や歴史的価値のある史跡等の維持管理に係る経費につきましては、令和８年度の当初予算８０万３，０００円ほどを計上しております。主な内容は、文化財保護調査員報酬や埋蔵文化財試掘調査費、村指定重要文化財管理委託料などでございます。

点検等につきましては、「周知の埋蔵文化財包蔵地」として位置づけられている天神古墳群や生品

古墳群、大友館跡や天神城址などについて、群馬県による文化財パトロールが年５回程度、実施されております。なお、このパトロールに係る経費については、群馬県教育委員会が負担しております。これとは別に、村が所有・管理する文化財や歴史的価値のある史跡等については、教育委員会職員が随時、現地の状況を確認しております。整備については、実施時期や箇所を一律に定めるのではなく、現地の状況や安全性、利用状況等を踏まえ、必要な箇所について実施しております。

なお、村民や観光客などから、倒木や施設の破損、環境の悪化等について情報が寄せられた場合には、速やかに現地を確認の上、必要な対応を行っております。

なお、所有者や管理者が別にあるものについては、それぞれの所有者、管理者による日常的な維持管理を基本としつつ、必要に応じて関係機関等と連携しながら対応しております。

限られた予算と人員ではありますが、文化財としての価値や保存状態、現地の状況、安全性、利用状況等を踏まえ、必要に応じて環境整備や案内表示の点検・整備を行い、適切な維持管理に努めているところでございます。

次に、景勝地や史跡など村の景観と併せて、将来に残していくための基本的な考え方についてですが、それぞれの価値や性格、所有関係、保存上の必要性等を踏まえ、適切に保存し、次世代へ継承していくことが基本であると考えております。

また、文化財は保存するだけではなく、村の歴史や文化を知っていただくための貴重な財産でもあります。このため、適切な保存を前提としながら、可能なものについては、教育や観光などの分野での活用を図り、村民や来訪者にその価値を知っていただくことも重要であると考えております。

保存すべきものは確実に守り、活用できるものはその価値を広く伝えることで、川場村の歴史と景観を次世代へ継承してまいりたいと考えております。

議員各位におかれましても、特段のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、千木良澄夫議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（小菅秋雄君）　千木良議員。

〔２番　千木良澄夫君発言〕

○２番（千木良澄夫君）　ご答弁ありがとうございました。

村の魅力を知っていただくためにも、管理保存と利活用、先ほど教育長がお話ししておりましたが、一体的に考えていくということは非常に大切なことであると思いますが、幾つかの具体例を示してお考えをお聞かせ願えればありがたいと思います。

また、今年の春先ですか、兜滝への進入路が、階段が破損して通行が困難になっておりました。また、古墳の周りの草木が生い茂って、見学が困難な状況の場所も見受けられました。現地確認、回っているということでございますが、点検など、現在の状況をどのように把握しているかお伺いいたします。

○議長（小菅秋雄君）　教育長。

〔教育長　宮内伸明君発言〕

○教育長（宮内伸明君）　具体例ということでございますが、一つは、例えば川場の歴史的・文化的資産をどのように学習教材として使えるかということで、今年も川場学園で地域学習をする、その第１時間目に、教育委員会の職員が出向いて、川場かるたについて、その作成までの経緯や歴史的・文化的な価値あるいはその背景等を具体的に説明させていただいて、学習の一助としていただきました。これが１点でございます。

もう１点は、活用という点で、歴史民俗資料館の活用が大きな力になっているかと思います。常設展示をいろいろと工夫していくことはもちろんでございますが、特に昨年、特別展を数年ぶりに開催いたしまして、関係の皆様のご尽力によりまして、特別展「川場村の教育のあゆみ～寺子屋から川場学園、そして未来へ～」を、１０月１日から１１月３０日までの２か月間にわたり開催いたしました。これは、ちょうど歴史を誇る川場小学校と川場中学校が閉校する、そして、新たに川場学園が誕生するという年に当たりましたので、数年かけて準備をしていただきまして、２か月間にわたり開催をしたんですが、期間中は延べ７９２人の方にご来館をいただき、多くの方に村の歴史や教育の歩みに触れていただく機会となりました。

また、今年も１０月１日から１１月２９日までの２か月間、川場と信州高遠の石工、石細工の職人をテーマとした特別展の開催を予定しております。

このように、特別展は文化財や村の歴史を知っていただく上で意義のある取組であると考えております。

ただ、特別展の開催には事前調査や資料の収集、展示物の選定、それから説明資料の作成、展示方法の検討など、たくさんの時間と労力を要することから、毎年継続して開催することは難しいと考えております。今後につきましても、特別展の開催意義を踏まえながら、また、常設展とのバランスも取りながら、十分な準備期間を確保して内容を充実させた上で計画的に開催していければと、そんなふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小菅秋雄君）　むらづくり振興課長。

〔むらづくり振興課長　小菅喜仁君発言〕

○むらづくり振興課長（小菅喜仁君）　兜滝についてお答えいたします。

兜滝、今までは村で階段を整備して水辺までは行けるようになっておりましたが、近年の大雨などの影響で、水辺のベンチで遊ぶには危険な状況になっております。浸食などが原因でございます。ですので、今年８月に、階段が少し修繕が必要だったものですから、階段と手すりの修繕を実施しましたが、途中まで行けるような状況までで、水辺までには行けないよう立入禁止にしてございます。

写真を撮ったり見て楽しむことは水辺まで行けなくてもできますので、そのような状況にしてございまして、そのために雑木などの景色を遮るようなものはむらづくり振興課で、必要なときには業者

を頼んで切るなどの努力をしている状況でございます。

以上です。

○議長（小菅秋雄君）　千木良議員。

〔２番　千木良澄夫君発言〕

○２番（千木良澄夫君）　ありがとうございました。

川場かるたや資料館を利用して景勝地や史跡などのＰＲなり教材として使っていく、観光地としても利用していくというようなことでございますので、なるべく多く広めながら進めていただければと思います。

また、兜滝につきましては、春先に崩れまして、夏休み期間中は階段を使えないような状況であったかなと思います。やはり水辺まで、下まで下りられるように、河川の整備なりを河川管理者のほうへお話をしていただくとか、そして下まで下りて見学ができるようにというような整備を考えていただけたらと思います。

それと、生品地区にある４６号の古墳なんですけれども、平成２８年に教育委員会のほうで発掘調査が行われまして、埋没していた石室が出てきたということで、非常に貴重なものが出てきたというようなお話を伺いました。フェンスでそこを囲いまして、保存されて、立入禁止というような看板も設置されておりました。しかしながら、現在は草木が覆ってしまって見学が難しい状況で、フェンスがなくても入れないような状況になっております。しっかり管理ができないのであれば、フェンスを設置した意味もないのかなと思いますので、この点につきまして対策をどのようにお考えかお伺いします。

先ほどの兜滝の水辺までの整備と今の４６号古墳について、再度お伺いいたします。

○議長（小菅秋雄君）　教育長。

〔教育長　宮内伸明君発言〕

○教育長（宮内伸明君）　生品のご指摘の古墳につきましては、教育委員会職員で草があったときには草刈りをしたりしている部分もあるんですが、ただ、ご指摘のとおり、今後どういうふうにこれを史跡として観光の面あるいは歴史的な資産の一部として活用していくかについては、今後検討してまいりたいと思います。

○議長（小菅秋雄君）　むらづくり振興課長。

〔むらづくり振興課長　小菅喜仁君発言〕

○むらづくり振興課長（小菅喜仁君）　兜滝の件ですけれども、兜滝は今の大人たちが慣れ親しんだ大切な場所でありました。我々の子供の頃と違い、ここ数年は水質のよくないような状況が続いております。担当課としては、どうぞお入りください、水遊びをしてくださいとは言いづらいような状況になっております。

先ほども申し上げたように、見て楽しむのであれば、写真を撮ったりというような形はできており

ます。土木事務所のほうには今後の状況を見ながら相談等考えております。

以上です。

○議長（小菅秋雄君）　千木良議員。

〔２番　千木良澄夫君発言〕

○２番（千木良澄夫君）　ご答弁ありがとうございました。

川場村の景勝地や歴史的史跡は、先人から引き継がれた大きな財産でございます。子供たちの地域の歴史教材としても、さらに観光資源としても、将来に向けてしっかり管理し、利活用していただきますようお願い申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小菅秋雄君）　以上で、２番千木良議員の質問は終わりました。

これで一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。１０時１５分までといたします。

午前　９時５９分休憩

午前１０時１５分再開

○議長（小菅秋雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第５　議案第３６号　川場村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小菅秋雄君）　日程第５、議案第３６号　川場村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長　外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君）　ただいま議題となっております、議案第３６号　川場村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

本案は、福祉医療制度における医療費の支給方法について、現在、償還払いとなっている県外の医療機関等においても現物給付を可能とするため、川場村福祉医療費の支給に関する条例の一部改正を提案するものであります。

慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君）　これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第３６号　川場村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君）　挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第６　議案第３７号　川場村水道事業給水条例の一部を改正する条例について

○議長（小菅秋雄君）　日程第６、議案第３７号　川場村水道事業給水条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長　外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君）　ただいま議題となっております、議案第３７号　川場村水道事業給水条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

川場村簡易水道は、かつては各組合等で管理されていた水道施設を統合し、平成２０年より現在の体制である村内一円に給水を行う村内唯一の簡易水道となり、間もなく２０年を迎えようとしております。

水道料金については、平成元年１０月から今日まで、料金改定をせず経営してまいりました。しかしながら、人口減少及び節水機器の普及等、水道使用量が年々減少したことに伴い、簡易水道事業の主な収入源である水道料金収入も減少に向かっております。このことから、現行の料金の供給単価立米６０円に対し、給水原価が立米約１００円と大きく上回っており、経営状況が悪化してきております。また、今後は老朽管更新における耐震化や古くなった浄水場の更新に多額の費用が必要となるため、まずは料金を給水原価と同等の立米１００円まで値上げし、水道料金の改定をするものであります。

改定の時期は令和１０年４月からとし、その間、住民への周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

また、値上げ後の料金徴収方法については、現行の１期３か月分、年間全４期の徴収から１期２か月分、年間全６期に徴収回数を増やし、住民の負担軽減も併せて考えているところであります。

なお、本案につきましては、過日開催されました川場村上下水道運営協議会に諮問し、承認を得ておりますことを申し添え、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君）　これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の発言を許します。栗原議員。

〔１番　栗原達也君発言〕

○１番（栗原達也君）　反対の意見を述べさせていただきたいと思います。

９月２日に全員協議会が開催されましたが、そのときも質問いたしました。その内容は、公共施設の５０か所にメーター器がついていない。それをつけるには１，０００万円ぐらいかかってしまうという話で、メーター器はいまだに公共施設にはついていない。数字から見ますと、４割の水道料がお金になっていないということを考えますと、特別会計から簡易水道事業会計に移行したんですから、まずはメーター器をつけて、平等にして、使用したものは料金を取る。公共施設からも使用料金を取る。それからどのくらいの量が使われているか、まだ余剰量があるのであれば、例えば隣の沼田市になってしまいますけれども、秋塚町ですとか下古語父地区に川場の水道を回して使用料金を取って、料金を値上げする前にそのような考えはあるのかどうか分かりませんけれども、その辺を料金を上げる前にもう少し考えていただきたいと思いまして、今のところはまだ値段を上げるには時期尚早かなと思いますので、私は反対したいと思います。

以上です。

○議長（小菅秋雄君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。宮内議員。

〔６番　宮内好美君発言〕

○６番（宮内好美君）　６番宮内です。

私は賛成の立場から発言させていただきます。

ただいま栗原議員から反対の討論があったわけですけれども、栗原議員のおっしゃることも理解はできます。しかし、今日的に特別会計の水道事業におきましては、一般会計から多額の繰入金を要しております。これは特別会計そのものの健全化を考えれば、この繰入金を圧縮することが望ましいので、なお、本来であれば独立採算制をもって行う会計でございますので、受益者負担、要するに使用者がその料金を全て賄うというのが理想でございますけれども、これを１回に上げるというのはなかなか難しいので、段階的に今後上げることを村当局も検討されていると思いますので、その第１段階として今回の料金改定につきましては賛成をするという立場でございます。

以上です。

○議長（小菅秋雄君）　ほかに討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君）　これで討論を終わります。

これより、議案第３７号　川場村水道事業給水条例の一部を改正する条例についての件を採決いた

します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君）　挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第７　議案第３８号　川場村下水道条例の一部を改正する条例について

○議長（小菅秋雄君）　日程第７、議案第３８号　川場村下水道条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長　外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君）　ただいま議題となっております、議案第３８号　川場村下水道条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

川場村下水道は、平成４年度に事業認可を取得後、平成９年度に供用開始をいたしました。事業区域としては、村内８地区、１６０ヘクタールの整備を行いました。処理区域は川場処理区の１区のみとなっており、令和７年度末で下水道敷設延長４７キロメートルとなっております。

下水道使用料については、令和４年４月に一度料金改定をさせていただきましたが、昨今の物価高騰等の影響を強く受け、現状では使用料単価立米１００円に対し、汚水処理原価が立米約１９０円と使用料を大きく上回っており、非常に厳しい経営状況下にあります。

また、簡易水道事業と同様に、今後、施設及び管渠の老朽化による経費増大に備えていかなければなりませんので、まずは原価割れを緩和するため、立米１５０円まで値上げし、下水道使用料の改定をするものであります。

改定の時期は、簡易水道事業と同様に令和１０年４月からとし、その間、住民への周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

また、値上げ後の料金徴収方法については、現行の１期３か月分、年間全４期から１期２か月分、年間全６期に徴収回数を増やし、住民の負担軽減も併せて考えているところであります。

なお、本案につきましては、過日開催されました川場村上下水道運営協議会に諮問し、承認を得ておりますことを申し添え、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君）　これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第３８号　川場村下水道条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君）　挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第８　議案第３９号　川場村社会教育委員条例の一部を改正する条例について

○議長（小菅秋雄君）　日程第８、議案第３９号　川場村社会教育委員条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長　外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君）　ただいま議題となっております、議案第３９号　川場村社会教育委員条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

川場村社会教育委員条例第４条に記載された費用弁償の額及び支給方法について、引用する特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に条ずれが生じたことにより、川場村社会教育委員条例の一部を改正する必要があることから提案するものであります。

慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君）　これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第３９号　川場村社会教育委員条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君）　挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第９　議案第４０号　令和８年度川場村一般会計補正予算（第２号）について

○議長（小菅秋雄君）　日程第９、議案第４０号　令和８年度川場村一般会計補正予算（第２号）に

ついての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長　外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君）　ただいま議題となっております、議案第４０号　令和８年度川場村一般会計補正予算（第２号）について、提案説明を申し上げます。

今回の補正予算は、既決の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ５，３５２万７，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３２億６，４８１万６，０００円とするものであります。

歳入の主なものは、地方特例交付金７８５万３，０００円、地方交付税１５万３，０００円、国庫支出金４５万７，０００円、県支出金２３万４，０００円、繰越金１億５，９２３万円、諸収入６０万円をそれぞれ追加し、繰入金１億１，５００万円を減額計上いたしました。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

第２款総務費は３，３６１万円を追加計上いたしました。旧庁舎解体工事請負費３，０００万円、防犯カメラ交換修繕費８１万４，０００円、公共施設用地購入１００万円を追加いたしました。

第３款民生費は８６万円を減額計上いたしました。後期高齢者医療特別会計繰出金２１８万５，０００円を減額、国民健康保険事業特別会計繰出金２９万１，０００円、国民年金システム改修費２１万５，０００円、補装具交付及び修理扶助費４６万円を追加いたしました。

第４款衛生費は６５万２，０００円を追加計上いたしました。美しいむらづくり助成金３０万円、住宅用太陽光発電システム設置補助金３０万円等であります。

第６款農林水産業費は２９７万２，０００円を追加計上いたしました。ライスセンター修繕費６３万円、農道及び用排水路等建設・修繕工事請負費１６１万１，０００円等であります。

第７款商工費は５０万円を追加計上いたしました。イベント宣伝広告料であります。

第８款土木費は１，４２４万５，０００円を追加計上いたしました。道路・河川維持補修工事１８５万５，０００円、下水道事業会計繰出金１，１５２万２，０００円等であります。

第９款消防費は１２７万７，０００円を追加計上いたしました。携帯連絡網システム保守委託料１１０万８，０００円等であります。

第１０款教育費は１１３万１，０００円を追加計上いたしました。川場学園内ネットワーク機器設定委託料３３万円、給食センター調理場建物修繕費３３万円、村指定重要文化財維持補修工事３１万６，０００円等であります。

以上、概要を説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君）　ここで、担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

〔総務課長　小林　巧君発言〕

○総務課長（小林　巧君）　それでは、令和８年度川場村一般会計補正予算（第２号）の細部説明をいたします。

令和８年度川場村一般会計補正予算（第２号）では、歳入歳出それぞれ５，３５２万７，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３２億６，４８１万６，０００円とするものです。

４ページをご覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書になります。

歳入でございます。

補正前の歳入合計３２億１，１２８万９，０００円で、各款の補正額はご覧のとおりで、補正額合計は５，３５２万７，０００円で、歳入合計を３２億６，４８１万６，０００円とするものです。

５ページをご覧ください。

歳出でございます。

補正前の歳出合計は３２億１，１２８万９，０００円で、各款の補正額はご覧のとおりで、補正額合計は５，３５２万７，０００円で、歳出合計は３２億６，４８１万６，０００円とするものです。

補正予算額の財源内訳ですが、国県支出金が６９万１，０００円で、その他が６０万円で、一般財源が５，２２３万６，０００円でございます。

６ページをご覧ください。

歳入の詳細説明になります。

９款１項１目地方特例交付金１節地方特例交付金、令和８年度の額が確定されたため、当初からの増額分７８５万３，０００円でございます。

１４款１項１目民生費国庫負担金２節身体障害者福祉費負担金、障害者自立支援給付費等負担金、オーダーメードの車椅子１台４６万円分の国庫補助２分の１の負担金でございます。２３万円でございます。

７ページをご覧ください。

１５款１項１目民生費県負担金２節身体障害者福祉費負担金、身体障害者自立支援給付費等負担金、先ほど国庫負担金で説明いたしましたが、車椅子１台分の県費４分の１の負担金、１１万５，０００円でございます。

１８款１項１目財政調整基金繰入金１節財政調整基金繰入金、財源の確保のための減額でございまして１億１，５００万円の減額でございます。

８ページをご覧ください。

１９款１項１目繰越金１節前年度繰越金、令和７年度の歳入歳出の差引きから翌年度への繰越額を差し引きまして、その２分の１以上を基金に２億４，０００万円を積み立てまして、その残りを繰越金といたしました。追加分といたしまして１億５，９２３万円を計上させていただきました。

２０款４項６目雑入１節雑入、文化会館入場料、これにつきましては「二宮金次郎」上映会のチケット代が１，０００円でございまして、その１００人分を計上させていただきました。１０万円でございます。

９ページをご覧ください。

歳出の詳細説明になります。

２款１項３目財産管理費１４節工事請負費、旧庁舎解体工事請負費３，０００万円でございます。防犯カメラ交換修繕費、これにつきましては、村内の防犯カメラの点検を行いまして、２か所が壊れていることが分かりまして、交換修繕をさせていただきます。８１万４，０００円でございます。

１６節公有財産購入費、公共施設用地購入１００万円でございます。

１０ページをご覧ください。

３款１項１目社会福祉総務費２７節繰出金、国民健康保険事業特別会計繰出金でございます。内訳につきましては、電算委託料分の繰出しでございます。２９万１，０００円でございます。

１１ページをご覧ください。

３目老人福祉費２７節繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金でございます。この内訳につきましては、療養給付費返還分と事務費でございます。減額の２１８万５，０００円でございます。

５目身体障害者福祉費１９節扶助費、補装具交付及び修理扶助費、オーダーメード車椅子１台分４６万円でございます。

４款１項３目環境衛生費１８節負担金補助及び交付金、美しいむらづくり助成金１０万円掛ける３棟分、３０万円でございます。

その下の住宅用太陽光発電システム設置補助金１５万円掛ける２棟分、３０万円でございます。これにつきましては、予定しておりました件数に達しておりましたので、追加計上させていただきました。

１２ページをご覧ください。

６款１項３目農業振興費１０節需用費、ライスセンターのシャッターの修繕費になります。６３万円でございます。

５目農地費１４節工事請負費、農道及び用排水路等建設工事請負費でございますが、場所につきましては、谷地字谷地でございまして、１件でございます。１１１万１，０００円でございます。

８目土地改良総合整備事業費１８節負担金補助及び交付金、農地水農村環境向上対策補助金でございます。生品集落協定１件でございまして、スマート農業分の補助でございます。２６万２，０００円でございます。

１３ページをご覧ください。

８款２項１目道路維持費１４節工事請負費、舗装補修等工事請負費、これにつきましては黒岩地区でございまして６５万９，０００円でございます。交通安全施設補修工事請負費、これにつきまして

は、村道生品下り線の区画線の増加による追加でございます。５４万円でございます。

１４ページをご覧ください。

８款３項１目河川総務費１４節工事請負費、河川樹木伐採工事請負費でございます。天神橋付近の河川内のアカシアの伐採工事でございます。６５万６，０００円でございます。

８款４項１目公共下水道事業費２７節繰出金、下水道事業会計繰出金１，１５２万２，０００円でございます。

１５ページをご覧ください。

９款１項２目消防施設費１２節委託料でございます。携帯連絡網システム保守委託料、これにつきましては、防災、消防、災害時に配信されますメールのシステムの変更更新のための委託料になります。１１０万８，０００円でございます。

１０款２項３目調理場（センター費）１０節需用費、調理場建物修繕費でございます。給食センターの屋根の排気口から雨漏りがするための修繕でございます。３３万円でございます。

１６ページをご覧ください。

１０款４項１目社会教育総務費１４節工事請負費、村指定重要文化財維持補修工事、これにつきましては、谷地地区岩観音の落石によります補修工事でございます。３１万６，０００円でございます。

以上で細部説明を終わります。

○議長（小菅秋雄君）　これをもって提案理由の説明及び細部説明を終わります。

これから質疑を行います。

本案は、歳入歳出とも一括して質疑を許しますが、予算書のページを言って質疑をしてください。

質疑はありませんか。津久井議員。

〔５番　津久井俊雄君発言〕

○５番（津久井俊雄君）　歳出、９ページ、１６節公有財産購入費１００万円。目的と場所と概要を教えていただきたいと思います。

○議長（小菅秋雄君）　総務課長。

〔総務課長　小林　巧君発言〕

○総務課長（小林　巧君）　９月２日に全員協議会でご説明させていただいておりますけれども、それと同様でございますが、よろしいでしょうか。

○議長（小菅秋雄君）　津久井議員。

〔５番　津久井俊雄君発言〕

○５番（津久井俊雄君）　場所と目的を教えてください。

○議長（小菅秋雄君）　総務課長。

〔総務課長　小林　巧君発言〕

○総務課長（小林　巧君）　村の土捨場用地として、川場湯原奥太郎の土地を購入させていただきた

いと思っております。

以上です。

○議長（小菅秋雄君）　ほかに質疑はございませんか。栗原議員。

〔１番　栗原達也君発言〕

○１番（栗原達也君）　１２ページの一番下の２目林業振興費１８節、その他補助金、ドローン資格取得補助金２２万９，０００円。これ、対象者はどなたになりますか。団体の方ですか、それとも個人なんですか、お聞かせください。

○議長（小菅秋雄君）　むらづくり振興課長。

〔むらづくり振興課長　小菅喜仁君発言〕

○むらづくり振興課長（小菅喜仁君）　村の職員１名になります。

○議長（小菅秋雄君）　栗原議員。

〔１番　栗原達也君発言〕

○１番（栗原達也君）　では、むらづくり振興課の職員１名ということですね。

続けて、１４ページの一番上、１目河川総務費１４節工事請負費の維持補修工事６５万６，０００円、河川樹木伐採工事請負費。これは天神地区のアカシアの木を伐採という話ですけれども、一級河川内のアカシアを切るわけですか。一級河川となると、管轄するのは県の土木事務所になるわけですけれども、これを村で村費で切るわけですか、お聞かせください。

○議長（小菅秋雄君）　田園整備課長。

〔田園整備課長　石田信幸君発言〕

○田園整備課長（石田信幸君）　天神橋に下水道の水管橋があると思うんですけれども、そこに大分樹木がかかっておりまして、村のほうから土木事務所にお願いをしたところでございますけれども、なかなか対応が難しいということで、緊急性がございますので村のほうで伐採をしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小菅秋雄君）　栗原議員。

〔１番　栗原達也君発言〕

○１番（栗原達也君）　では、土木でやってくれなければ村のほうで対応する、ほかの場所もそういう考えでよろしいんでしょうか。

○議長（小菅秋雄君）　田園整備課長。

〔田園整備課長　石田信幸君発言〕

○田園整備課長（石田信幸君）　今回は、水管橋に大分かかっているということで緊急性があると判断しまして、村のほうで伐採したいと思います。

以上でございます。

○議長（小菅秋雄君）　栗原議員。

〔１番　栗原達也君発言〕

○１番（栗原達也君）　大きくなって緊急性があるので村で伐採する。それでしたらば、大きくなる前に村でもっと確認して小さいうちに切ればいいんじゃないですか。

○議長（小菅秋雄君）　田園整備課長。

〔田園整備課長　石田信幸君発言〕

○田園整備課長（石田信幸君）　今後、早期発見を心がけたいと思います。

以上でございます。

○議長（小菅秋雄君）　栗原議員。

〔１番　栗原達也君発言〕

○１番（栗原達也君）　よろしくお願いします。

○議長（小菅秋雄君）　ほかに質疑はございませんか。千木良議員。

〔２番　千木良澄夫君発言〕

○２番（千木良澄夫君）　１２ページをお願いします。

３目農業振興費１８節負担金補助及び交付金の中山間地域等直接支払交付金２４万円について、内容を説明していただきたいと思います。

○議長（小菅秋雄君）　田園整備課長。

〔田園整備課長　石田信幸君発言〕

○田園整備課長（石田信幸君）　こちら、生品地区が中山間直接支払交付金を活用しまして、ドローンでの除草剤の散布ということで導入された事業でございます。スマート農業加算分ということで２４万円を交付したいと思います。生品地区が最初の取組ということで、今後、ほかの地区にも推進してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（小菅秋雄君）　千木良議員。

〔２番　千木良澄夫君発言〕

○２番（千木良澄夫君）　ありがとうございました。

ぜひほかの地域も推進していただければありがたいと思います。

以上です。

○議長（小菅秋雄君）　ほかに質疑はございませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第４０号　令和８年度川場村一般会計補正予算（第２号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君）　挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第１０　議案第４１号　令和８年度川場村国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について

○議長（小菅秋雄君）　日程第１０、議案第４１号　令和８年度川場村国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長　外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君）　ただいま議題となっております、議案第４１号　令和８年度川場村国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について、提案説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２，４６０万５，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を４億３，２８５万５，０００円とするものであります。

歳入の主なものは、繰越金２，１４５万８，０００円、諸収入３４２万６，０００円をそれぞれ追加補正するものであります。

次に、主な歳出でありますが、保険給付費の療養諸費に１，５４６万７，０００円、高額療養費に１，５４６万６，０００円を追加し、国民健康保険事業納付金の額が確定したことにより５９０万２，０００円を減額補正するものであります。

なお、本案につきましては、去る８月２７日に開催されました川場村国民健康保険運営協議会に諮問し、了承を得ておりますことを申し添え、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君）　これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。本案は、歳入歳出とも一括して質疑を許しますが、予算書のページを言って質疑をしてください。

質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第４１号　令和８年度川場村国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君）　挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第１１　議案第４２号　令和８年度川場村介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について

○議長（小菅秋雄君）　日程第１１、議案第４２号　令和８年度川場村介護保険事業特別会計補正予算（第１号）についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長　外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君）　ただいま議題となっております、議案第４２号　令和８年度川場村介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について、提案説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１，５２４万７，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を４億７，３７４万３，０００円とするものであります。

歳入の主なものは、繰越金１，４８２万４，０００円を追加補正するものであります。

次に、主な歳出でありますが、諸支出金の国庫等への償還金として１，０００万円、予備費に４３７万５，０００円を追加補正するものであります。

なお、本案につきましては、去る８月２７日に開催されました川場村介護保険運営協議会に諮問し、了承を得ておりますことを申し添え、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君）　これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。本案は、歳入歳出とも一括して質疑を許しますが、予算書のページを言って質疑をしてください。

質疑はありませんか。千木良議員。

〔２番　千木良澄夫君発言〕

○２番（千木良澄夫君）　６ページをお願いいたします。

歳入の１目第１号被保険者保険料の滞納繰越分３２万３，０００円について、内容をお願いします。

○議長（小菅秋雄君）　健康福祉課長。

〔健康福祉課長　布施伸一郎君発言〕

○健康福祉課長（布施伸一郎君）　こちらにつきましては、過年度の繰越分でございます。２名分となっております。以上です。

○議長（小菅秋雄君）　千木良議員。

〔２番　千木良澄夫君発言〕

○２番（千木良澄夫君）　当初で本来記入すべきではないんでしょうか。

○議長（小菅秋雄君）　健康福祉課長。

〔健康福祉課長　布施伸一郎君発言〕

○健康福祉課長（布施伸一郎君）　こちらにつきましては過年度分ということで、令和７年度までに納付をされた金額を除いて、まだ残っている部分が確定しましたので、この時点で滞納繰越分ということで確定をさせていただきました。

○議長（小菅秋雄君）　千木良議員。

〔２番　千木良澄夫君発言〕

○２番（千木良澄夫君）　分かりました。

○議長（小菅秋雄君）　ほかに質疑はございませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第４２号　令和８年度川場村介護保険事業特別会計補正予算（第１号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君）　挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第１２　議案第４３号　令和８年度川場村後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について

○議長（小菅秋雄君）　日程第１２、議案第４３号　令和８年度川場村後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長　外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君）　ただいま議題となっております、議案第４３号　令和８年度川場村後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について、提案説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１４９万５，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を１億２，２５８万６，０００円とするものであります。

歳入でありますが、後期高齢者医療負担金２２８万５，０００円の返還により、一般会計繰入金の療養給付費を同額で減額し、事務費繰入金１０万円、繰越金１３９万５，０００円を追加補正するものであります。

次に、歳出でありますが、総務費の総務管理費に１０万円、予備費として１３９万５，０００円を追加補正するものであります。

原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君）　これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。本案は、歳入歳出とも一括して質疑を許しますが、予算書のページを言って質疑をしてください。

質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第４３号　令和８年度川場村後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君）　挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第１３　議案第４４号　令和８年度川場村簡易水道事業会計補正予算（第１号）について

○議長（小菅秋雄君）　日程第１３、議案第４４号　令和８年度川場村簡易水道事業会計補正予算（第１号）についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長　外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君）　ただいま議題となっております、議案第４４号　令和８年度川場村簡易水道事業会計補正予算（第１号）について、提案説明を申し上げます。

初めに、収益的収支においては、収入の水道事業収益に１３０万円を追加し、補正後の額を８，４４８万４，０００円といたします。

支出は、水道事業費用に７９万４，０００円を追加し、補正後の額を８，８２２万円とするものであります。

補正の主な要因でありますが、収入は水道加入金が新規加入申込みにより予算額を上回ったため、

予算額を１７０万円に増額いたしました。

支出においては、職員人件費を３６万円、浄水場関係では配水池の電源装置購入及び薬品、及び電話代の料金値上げに対応するため、計４３万４，０００円を追加するものであります。

なお、本案につきましては、８月２７日に開催されました川場村上下水道運営協議会に諮問し、承認を得ておりますことを申し添え、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君）　これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。本案は、歳入歳出とも一括して質疑を許しますが、予算書のページを言って質疑をしてください。

質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第４４号　令和８年度川場村簡易水道事業会計補正予算（第１号）についての件を採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君）　挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第１４　議案第４５号　令和８年度川場村下水道事業会計補正予算（第１号）について

○議長（小菅秋雄君）　日程第１４、議案第４５号　令和８年度川場村下水道事業会計補正予算（第１号）についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長　外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君）　ただいま議題となっております、議案第４５号　令和８年度川場村下水道事業会計補正予算（第１号）について、提案説明を申し上げます。

初めに、収益的収支においては、収入の下水道事業収益に一般会計繰入金を９９１万６，０００円追加し、補正後の額を１億７，２７８万９，０００円といたします。

支出は、下水道事業費用に１，００７万１，０００円を追加し、補正後の額を１億７，２９４万４，０００円とするものであります。

収益的支出の主な要因でありますが、職員人件費を１４１万１，０００円、マンホールポンプ修繕

費３０８万円、浄化センターの電気・薬品・電話料、汚泥運搬費用の値上げに伴い５５８万円をそれぞれ追加するものであります。

続いて、資本的収支でありますが、浄化センターの流入計交換工事を追加して実施したいため、一般会計繰入金を充当させ、収支共に１６０万６，０００円を増額し、補正後の収入額を４，８６３万８，０００円、支出額を１億２３万６，０００円といたします。

なお、本案につきましては、８月２７日に開催されました川場村上下水道運営協議会に諮問し、承認を得ておりますことを申し添え、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君）　これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。本案は、歳入歳出とも一括して質疑を許しますが、予算書のページを言って質疑をしてください。

質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第４５号　令和８年度川場村下水道事業会計補正予算（第１号）についての件を採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君）　挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第１５　認定第１号　令和７年度川場村一般会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第１６　認定第２号　令和７年度川場村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第１７　認定第３号　令和７年度川場村介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第１８　認定第４号　令和７年度川場村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第１９　認定第５号　令和７年度川場村簡易水道事業会計決算の認定について

◎日程第２０　認定第６号　令和７年度川場村下水道事業会計決算の認定について

○議長（小菅秋雄君）　日程第１５、認定第１号　令和７年度川場村一般会計歳入歳出決算の認定についての件から日程第２０、認定第６号　令和７年度川場村下水道事業会計決算の認定についての件までの６件を一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長　外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君）　ただいま議題となっております、認定第１号　令和７年度川場村一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第６号　令和７年度川場村下水道事業会計決算の認定についてまでの６件につきまして、一括して説明を申し上げます。

認定第１号　令和７年度川場村一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第４号　令和７年度川場村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、地方自治法第２３３条第３項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

最初に、令和７年度川場村一般会計歳入歳出決算の概要についてご説明申し上げます。

決算額は、歳入総額が前年度比１６．０％減の３５億５，５５６万６，５７２円、歳出総額が前年度比２１．５％減の３０億６，２３０万３，５７０円となり、歳入歳出差引き額は４億９，３２６万３，００２円となりました。このうち２億４，０００万円を基金に繰り入れ、残りを翌年度への繰越金といたしました。

歳入の概要でございますが、歳入のうち最も重要な財源である村税は歳入総額の１２％を占め、前年度に比べ４，０３９万２，５４０円の減額となりました。また、歳入の４６．１％を占める地方交付税は、前年度に比べ５，４５５万７，０００円の増額となりました。国県支出金につきましては、前年度に比べ２億５，３６７万２，０００円の減額となりました。村の借入金であります村債は、総務債と農林水産業債を借り入れましたが、前年度に比べ３億３，３４３万３，０００円の減額となっております。

次に、歳出の概要でありますが、歳出の予算現額３１億８，７６９万９，０００円に対する執行割合は９６．１％となりました。

目的別に構成比の高い経費から見てみますと、総務費９億９，６９９万５，０００円で、構成比は３２．５％、民生費５億８，５０５万９，０００円で、構成比１９．１％、公債費４億４，７０２万１，０００円で、構成比１４．５％となっております。

これらの支出を性質別に見ますと、投資的経費が、小中一貫校整備事業等の完了により、前年度比７９．７％減の１億６，９００万７，０００円となりました。

義務的経費につきましても、公債費が減少した結果、全体で前年度比５．４％減の１２億５，９９２万１，０００円でありました。このような中、財政の弾力性を示す経常収支比率は７５．９％で、前年度に比べて１３．７ポイントの減少となりました。

経常収支比率は全国的に増加傾向にあり、財政構造の硬直化が進んでいる中、本村では平均より低い比率に抑えることができました。この数値は、決算内容により毎年変動する要素を持っておりますので、今後も経常収支比率を少しでも低下させるよう健全財政の確保に努力していきたいと考えております。

以上、一般会計の決算に対する総括的なご説明を申し上げましたが、執行面における内容や効果、実績等につきましては、お配りしてございます説明書をご覧いただきたいと思います。

なお、細部につきましては、会計管理者に説明させますのでよろしくお願いいたします。

次に、令和７年度川場村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算についてですが、被保険者の健康と生活を守るため、特定健康診査及び特定保健指導の実施、生活習慣病予備群に対しての保健指導プログラムの実施など、健康保持・増進に取り組んでまいりました。

また、群馬県や関係機関と連携を図り、安定的な運営となるよう適正な事業運営に努めたところであります。

決算の状況でありますが、歳入が前年度に比べ８％減の３億８，７９５万１，４５９円で、歳出が１１％減の３億４，３４９万２，３５０円となり、歳入歳出差引き額は４，４４５万９，１０９円となりました。このうち２，３００万円を基金に繰り入れ、残りを翌年度への繰越金といたしました。

次に、令和７年度川場村介護保険事業特別会計歳入歳出決算についてでありますが、被保険者の健康寿命の延伸に重点を置き、介護予防事業などを効果的かつ効率的に実施するとともに、高齢者が住み慣れた地域でお互いに支え合いながら安心して暮らし続けられる地域包括ケア体制づくりに努めてまいりました。

決算の状況でありますが、歳入が前年度に比べ５．３％減の４億６，１６５万１，２０９円、歳出が３．５％減の４億３，１８２万６，２０８円となり、歳入歳出差引き額は２，９８２万５，００１円となりました。このうち１，５００万円を基金に繰り入れ、残りを翌年度への繰越金といたしました。

次に、令和７年度川場村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてでありますが、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、７５歳以上の高齢者の方が安心して医療を受けることができるよう、群馬県後期高齢者医療広域連合と連携を図り、適正な事業運営に努めてまいりました。

決算の状況でありますが、歳入が前年度比６．４％増の１億１，２４４万６，６８８円で、歳出が前年度比７．１％増の１億１，１０５万２６０円となり、歳入歳出差引き額は１３９万６，４６２円となりました。全額、翌年度への繰越金といたしました。

続きまして、認定第５号　令和７年度川場村簡易水道事業会計決算の認定について及び認定第６号令和７年度川場村下水道事業会計決算の認定について、ご説明申し上げます。

両会計につきましては、地方公営企業法第３０条第４項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

最初に、令和７年度川場村簡易水道事業会計決算についてでありますが、給水戸数１，１０１戸、給水人口２，８７５人に対し供給をいたしました。

主な事業といたしましては、建設改良工事として金山平浄水場の監視装置更新及び真空ポンプ交換工事の２件を合わせて約３４０万円実施いたしました。維持管理では、漏水や機械修繕を全１２件行

いました。

決算の状況でありますが、収益的収支では、収入額７，４３８万７，９４１円、支出額８，０４２万１，２３９円となり、当年度純損失は６１２万９，４７１円を計上いたしました。資本的収支では、収入額７１万３，０００円、支出額６２９万７，４９４円となり、収支差引き額５５８万４，４９４円は、補塡財源を充て支出をいたしました。

最後に、令和７年度川場村下水道事業会計決算についてでありますが、下水道の普及率は８８．６％であり、公共用水域の水質保全と快適な生活環境の確保のため、処理場及び汚水管渠等の修繕を約２７０万円実施し、適正な維持管理に努めました。

決算の状況でありますが、収益的収支として収入額１億９，３５９万１，３９８円、支出額１億６，４９７万２，４３９円となり、損益計算では、当年度純利益２，９２４万３，０４９円となりました。資本的収支では、収入額４，６３０万９，０００円、支出額９，９１６万６，６８９円となり、収支差引き額５，２７９万７，６８９円は補塡財源を充てて支出をいたしました。

以上、令和７年度川場村一般会計歳入歳出決算から令和７年度川場村下水道事業会計決算につきまして提案説明をいたしましたが、川場村一般会計及び川場村後期高齢者医療特別会計を除く各会計につきましては、去る８月２７日に開催されました各運営協議会に諮問し、了承を得ておりますことを申し添え、原案のとおり認定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君）　ここで、会計管理者の細部説明を求めます。会計管理者。

〔会計管理者　齊藤直子君発言〕

○会計管理者（齊藤直子君）　それでは、令和７年度川場村一般会計歳入歳出決算の細部説明をいたします。

まず、歳入について主なものをご説明いたします。

決算書の７ページをお開きください。

１款村税ですが、収入済額は４億２，８７３万７，３５３円で、前年度より約４，０３９万円増額し、１０．４％増加いたしました。収納率は９９．８％です。

この増加の要因としては、令和６年度に実施された定額減税が終了したことにより、前年度に比べて、個人住民税が増収となったこと、また、８ページ、４項村たばこ税が増収となったことによるものです。

なお、不納欠損額は６万２，８２９円で、内訳は１項村民税２件となっております。

次に、１０ページをお開きください。

１０款地方交付税の収入済額は１６億３，９８８万円で、普通交付税の全国的な総額の増加により前年度より５，４５５万７，０００円増額し、３．４％増加しました。

続いて、１１ページの１３款使用料及び手数料の収入済額は５，８６３万５，０８７円で、前年度より約８１万円増額し、１．４％の増加となりました。

１項使用料の主な収入は、田園プラザ、各施設使用料、村内施設の観光使用料、体育館やテニスコート、スポーツ広場、歴史民俗資料館、村の学習館などの教育使用料です。

また、１２ページの２項手数料の主な収入は、戸籍手数料をはじめ学童保育料、粗大ごみや一般廃棄物処理手数料などです。

１４款国庫支出金ですが、収入済額は３億２，７５８万２，４６５円で、前年度より約２億４，１６９万円減額し、４２．５％の減少となりました。主な要因は、川場学園の整備が完了したことにより、教育費国庫負担金及び教育費国庫補助金が大幅に減額となったことが挙げられます。

次に、１５ページをお開きください。

１５款県支出金の収入済額は１億６，３４９万９７７円で、前年度より約１，１９７万円減額し、６．８％の減少となりました。

１８ページをお開きください。

１６款財産収入の収入済額は８０４万４，７５６円で、前年度より約５６６万円増額し、２３８．４％の増加となりました。これは主に１項財産運用収入２目利子及び配当金について、基金積立金の金利が上昇したことによるものです。

次に、１９ページの１７款寄附金の収入済額は２億３，８０２万２，５００円で、前年度より約５，４８３万円減額し、１８．７％の減少となりました。減額となった主な原因は、企業版ふるさと納税の減額です。

１８款繰入金ですが、収入済額は２億７，１３６万円で、前年度より約２億２９２万円減額し、４２．８％の減少となりました。これは各基金からの繰入金です。

次に、２０ページをお開きください。

１９款繰越金の収入済額は１億６，４７５万１，４０５円で、令和６年度からの繰越金です。

最後に、２２ページをお開きください。

２１款村債の収入済額は２，２４０万円で、前年度より約３億３，３４０万円減額し、９３．７％の減少となりました。村債の内容は、１項２目総務債及び３目農林水産業債です。

以上、令和７年度の歳入合計は、予算現額３１億８，７６９万９，０００円、収入済額３５億５，５５６万６，５７２円、不納欠損額６万２，８２９円、収入未済額７３万２，９０５円となりました。

予算額に対する執行率は１１１．５％です。

続いて、歳出について、主なものをご説明します。

２３ページをお開きください。

１款議会費の支出済額は４，８２５万５０４円となりました。前年度より約２２５万円減額し、４．５％の減少となりました。主な支出は、人件費や議員活動経費などです。

２款総務費の支出済額は９億９，６９９万５，３１０円で、前年度より約１，４８８万円増額し、１．５％の増加となりました。

また、繰越明許費２，７７１万５，０００円については、地域未来交付金事業及び戸籍附票システム改修事業を令和８年度へ繰り越しました。

１項総務管理費１目一般管理費における主な支出は、人件費や一般行政に要した経費です。

２４ページをお開きください。

３目財産管理費においては、役場庁舎等の施設管理委託料、ガバメントクラウド運用業務委託料及び基金積立金などが主な支出となります。

次に、２６ページをお開きください。

７目村活性化推進費における主な支出は、てんぐ山公園施設管理委託料、地域創生推進交付金を活用した移住促進イベント企画実施委託料、旅行をテーマとしたＰＲ番組作成、放送業務委託料、夏季観光ＰＲ広告の発信委託料などに要した経費です。

また、２７ページの１２目生活支援対策事業費における主な支出は、物価高騰対応重点支援地域創生臨時交付金を活用し、全世帯を対象に１人当たり２万円を給付した事業や、低所得世帯に３万円を給付した事業などに要した経費です。

２９ページの４項選挙費ですが、主に衆議院議員総選挙及び参議院議員通常選挙に要した経費です。

３０ページをお開きください。

３款民生費の支出済額は５億８，５０５万９，７４１円で、前年度より約１，３５５万円増額し、２．４％の増加となりました。

１項社会福祉費における主な支出は、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計への繰出金、福祉医療費、障害福祉サービス給付費などです。

３２ページをお開きください。

２目児童措置費の主な支出項目は、児童手当、子育て支援金、学童保育経費及びかわば森のこども園への負担金などです。

次に、３３ページの４款衛生費ですが、支出済額は１億４，５８４万２，５２６円で、前年度より約１，４９９万円増額し、１１．５％の増加となりました。

３４ページをお開きください。

１項保健衛生費における主な支出は、各種予防接種事業、母子保健事業及び健康増進事業などに要した経費です。

また、３目環境衛生費の主な支出は、地域脱炭素の実現に向けた再生可能エネルギーの最大限導入のための計画づくり支援事業委託料です。

次に、３７ページをお開きください。

２項清掃費の主な支出は、家庭ごみの収集や分別処理委託料、沼田市外二箇村清掃施設組合への負担金などです。

次に、６款農林水産業費の支出済額は１億７，０４３万８，９０４円で、前年度より約９，５４３

万円減額し、３５．９％の減少となりました。減額となった主な要因は、ウッドビレジ川場への補助金が減額となったことが挙げられます。

一方、３８ページの５目農地費は、昨年９月の豪雨による水路等の維持補修工事の経費により、およそ８２５万円の増額となっています。

また、繰越明許費５２２万円については、林業作業道総合整備事業を令和８年度へ繰り越しました。

次に、４１ページをお開きください。

７款商工費の支出済額は９，９３８万７２３円で、前年度より約１，０６１万円減額し、９．７％の減少となりました。

主な支出は、２目観光費における観光施設等の指定管理委託料や観光協会への業務委託料などに要した経費です。

４２ページをお開きください。

８款土木費の支出済額は２億１７１万９，５７６円で、前年度より約２，６８９万円減額し、１１．８％の減少となりました。主な要因は、４３ページの３目橋りょう費において、栄橋の橋りょう補修工事が完了したことによる減額です。

また、主な支出は、２項道路橋りょう費１目道路維持費における村道の除雪委託料や４項公共下水道費における下水道事業会計への繰出金です。

４４ページをお開き下さい。

９款消防費の支出済額は１億２，３４２万７，０８５円で、前年度とほぼ同額となりました。

４５ページをご覧ください。

１０款教育費の支出済額は２億４，４１２万８，２１０円で、昨年度より約６億７，９０６万円減額し、７３．６％の減少となりました。主な要因は、川場学園校舎増築工事及び既存校舎の改修工事が完了したことによる減額です。

また、主な支出は、３目国際交流事業費における９年生を対象としたオーストラリアシドニーへの派遣事業、４７ページの３目調理場費における給食調理業務委託料、４９ページの５項保健体育費におけるスポーツ施設・武道館運営管理委託料などです。

５０ページをお開きください。

１２款公債費の支出済額は４億４，７０２万１，７９１円で、前年度より約６，８６８万円減額し１３．３％の減少となりました。このうち、１億３，６６７万２，９４６円を繰上償還いたしました。

以上、令和７年度の歳出合計は、予算現額３１億８，７６９万９，０００円、支出済額３０億６，２３０万３，５７０円、翌年度繰越額３，２９３万５，０００円となりました。

予算額に対する執行率は９６．０％です。

これで細部説明を終わります。

○議長（小菅秋雄君）　これをもって提案理由及び細部説明を終わります。

ここで、川場村代表監査委員より決算審査の意見書が提出されていますので、決算審査報告をお願いします。代表監査委員、宮内　実君。

〔代表監査委員　宮内　実君発言〕

○代表監査委員（宮内　実君）　監査委員の宮内でございます。監査委員を代表いたしまして、令和７年度決算審査結果等のご報告をさせていただきます。

さきに村長から、地方自治法第２３３条第２項及び同法第２４１条第５項に基づき審査に付されました令和７年度川場村一般会計及び特別会計３件、公営企業会計２件の歳入歳出決算審査及び同附属書類並びに基金の運用状況審査につきまして、去る８月２０日及び２１日の２日間、役場第２０２会議室において、角田監査委員と共に、厳正・慎重に審査し、先般、その結果を監査意見として村長に提出いたしました。

審査結果の詳細につきましては、令和７年度川場村一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況並びに公営企業会計決算報告の審査意見書に記載してありますので、ご参照いただきたいと思います。

それでは、審査結果の概要を申し上げます。

まず、令和７年度の一般会計歳入歳出決算は、歳入総額３５億５，５５６万６，５７２円、歳出総額３０億６，２３０万３，５７０円、歳入歳出差引き額４億９，３２６万３，００２円であり、翌年度への繰越財源を除いた実質収支は４億７，８５８万９，００２円の黒字でありました。また、この実質収支から前年度の実質収支を除いた単年度収支については１億４，７８３万７，５９７円の黒字となっております。

また、財政調整基金への積立金、取崩し金、繰上償還を加えた実質単年度収支については２億８，２７７万５，２２３円の赤字でありました。

令和７年度の主要な事業は、デジタル田園都市国家構想交付金事業、代替バス運行費補助事業、物価高騰対応重点支援事業、小規模農村整備事業など、それぞれの事業において創意工夫がなされ、財政的にも厳しい状況の中で積極的に事業が進められたことが認められます。

歳入につきましては、村税が歳入全体の１２．１％と低く、主たる財源は地方交付税４６．１％、特定財源の国県支出金１０．５％、地方債０．６％などに依存している現状であります。地方交付税、国県支出金の安定確保を図るとともに、年度間の調整機能を有する財政調整基金の有効的な活用を図り、適正な財政運営をしていかなければならないと感じております。

歳出につきましては、人件費、扶助費及び公債費などの義務的経費が１２億５，９９２万１，０００円で、歳出全体の約４１．２％を占めており、前年に比べ５．４ポイント減少しております。義務的経費は経常的に歳出が義務づけられ、あるいは任意に削減することができない経費であり、この割合が高くなると財政構造の硬直化を招くおそれがあります。

一方、普通建設事業費が主体の投資的経費は１億６，９００万７，０００円で、歳出全体の５．

５％であり、前年度より７９．７ポイント減少しております。この要因は新拠点整備事業によるものです。

次に、財政力指数は０．２４で、前年度と変わりなく、実質公債費比率は１５．３％と前年度より０．５％ポイント減少しております。この実質公債費比率が高くなるほど財政硬直化の一因となりますので、財政面で慎重な配慮をしなければならないと思います。

川場村においては、国の地方創生の方針に歩調を合わせ、住みよい村づくり、雇用創出、子育て支援等の具体的な施策に戦略的に取り組んでいることは高く評価するところです。

今後も人口減少、超高齢社会に伴い、財政への長期的な影響が懸念される中、財政的には厳しい状況が続くものと予想されますが、引き続き、より一層の努力をお願いしたいと思います。

財政運営の状況ですが、川場村が可能な限りにおいて健全な財政のために十分な努力をしているか、次の３項目に着眼し、財政運営の適否を判断いたしました。

まず、歳入歳出の均衡が取れた計画的な財政運営であるか。次に、財政構造は健全に維持されているか。そして最後に、住民に対して十分な配慮と努力が積極的になされたかを審査した結果、適正に事務処理がされており、計数等の誤りも認められず、令和７年度の一般会計決算は適正妥当であると認めます。

これから川場村においては、新拠点エリアの整備、小中一貫校の整備に伴う起債の償還も多額となります。地方自治法及び地方財政の趣旨にのっとり、不要な歳出は極力控えることにより、財政の健全化と適正化を図るよう要望します。

次に、各特別会計、公営企業会計の決算ですが、各会計とも適正に経理が処理されており、格別非違の点は認められませんでした。村民の保健福祉と生活環境整備等の向上に向けての努力が感じられました。これからもそれぞれの事業において、最小限の経費で最大限の効果が得られるよう、より一層の努力をお願いいたします。

なお、特別会計においても、経理状況や関係書類等も整備されており、適正であると認められます。

次に、基金の運用状況の審査ですが、積立基金である財政調整基金、減債基金、その他の基金の令和７年度末の基金残高は１２億８，４８９万７，０２２円になります。これらは、条例に基づき適正に運用されているか、運用益の取扱方法はどうか、運用状況を示す書類にて確認したところ、これらは適正に処理されていると認められます。

最後に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、村長から審査に付託されました令和７年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率につきまして審査いたしましたところ、いずれも適正であると認められました。この結果を審査意見として村長に提出いたしましたことを併せてご報告いたします。

川場村民が健康で安心して暮らせ、そして活力ある村、幸福を実感できる村づくりのため、行政と議会の皆様方のさらなるご尽力をお願い申し上げまして、簡単ではありますが、決算審査報告といた

します。

ありがとうございました。

○議長（小菅秋雄君）　以上で、令和７年度決算審査報告を終わります。

代表監査委員には、大変ご苦労さまでした。

お諮りいたします。

日程第１５、認定第１号　令和７年度川場村一般会計歳入歳出決算の認定についての件から日程第２０、認定第６号　令和７年度川場村下水道事業会計決算の認定についての件までの６件については、議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君）　異議なしと認めます。

したがって、認定第１号　令和７年度川場村一般会計歳入歳出決算の認定についての件から認定第６号　令和７年度川場村下水道事業会計決算の認定についての件までの６件については、議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

引き続いて、決算審査特別委員の選任を行います。

お諮りします。

決算審査特別委員の選任については、委員会条例第７条第１項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君）　異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員は、お手元に配付した名簿のとおり選任することに決定しました。

決算審査特別委員会を委員会条例第９条第１項の規定により、本日の本会議終了後、議場において開催いたします。

ただいま議題となっております認定第１号から認定第６号までの６件につきましては、本日は提案理由の説明のみでありますので、ご了承願います。

◎散　　会

○議長（小菅秋雄君）　これで本日の日程は全て終了いたしました。

なお、９月５日から９月１５日まで休会とし、９月１６日は議事の都合上、午後１時３０分から本会議を開催したいと存じますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君）　異議なしと認めます。

したがって、９月５日から９月１５日まで休会とし、９月１６日は午後１時３０分から本会議を開

催いたしますので、定刻までにご参集ください。

本日はこれにて散会いたします。

午前１１時５６分散会